

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

大臣官房会計課長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

大臣官房官庁営繕部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

自動車局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

港湾局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

航空局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

海上保安庁次長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

気象庁総務部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

運輸安全委員会事務局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

海難審判所長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

国土技術政策総合研究所副所長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

沖縄総合事務局総務部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

北海道運輸局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

東北運輸局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

北陸信越運輸局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

関東運輸局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

中部運輸局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

近畿運輸局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

神戸運輸監理部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

中国運輸局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

四国運輸局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

九州運輸局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

北海道開発局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

東北地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

東北地方整備局副局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

関東地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

関東地方整備局副局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

北陸地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

北陸地方整備局次長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

中部地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

中部地方整備局副局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

近畿地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

近畿地方整備局副局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

中国地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

中国地方整備局副局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

四国地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

四国地方整備局次長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

九州地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

九州地方整備局副局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

東京航空局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

大阪航空局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

海上保安大学校長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

海上保安学校長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第一管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第二管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第三管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第四管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第五管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第六管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第七管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第八管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第九管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第十管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

第十一管区海上保安本部長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

気象研究所長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

気象衛星センター所長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

札幌管区気象台長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

仙台管区気象台長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

東京管区気象台長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

大阪管区気象台長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

福岡管区気象台長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

沖縄気象台長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。